

人材紹介契約書

(〇〇株式会社 (以下「甲」という) と株式会社 Co-RyAKU (以下「乙」という) とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に対して行う有料の人材紹介事業に関して、以下のとおり基本契約 (以下「本契約」という) を締結する。

1. (委託事項)

甲は、乙に対し、甲の人材採用のための人材紹介業務 (以下「本業務」という) を委託し、乙はこれを受託する。乙は、甲の依頼に基づき、甲に対し、乙又は乙と業務提携する有料職業紹介事業者が探索した求職者を紹介する。

2. (紹介の内容)

1. 甲は、乙に対し、職業安定法第5条の3第2項に従い、書面、電子メールその他同法所定の方法 (以下、総称して「書面交付等の方法」という) により、同項の定める労働条件その他希望する求人の条件を明示し、求人の申込みをする。
2. 甲は、前項の申込みに際して、虚偽または誇大な条件、法令に違反する条件および通常の労働条件と比して著しく不適当な条件を含む労働条件を明示して、乙に対して求人の申込みをしてはならない。
3. 乙は、甲の申込みに基づき、甲の求人への応募の意思表示をした人材のうち、適切と判断した者 (以下「候補者」という) を甲に紹介する。候補者に関する情報および応募する旨の乙からの通知が甲に到達した時点で、紹介が行われたものとする。
4. 甲は、乙から紹介された候補者が、乙の紹介以外の方法によって、乙からの紹介より前に甲への応募または紹介がなされていた場合 (以下「既知」という) には、乙から紹介を受けた日から1週間以内に、乙に対してその旨および既知であることを示す資料を電子メールにより通知するものとする。当該通知があった場合に限り、当該通知に係る人材は候補者ではないものとみなす。

3. (採用選考)

1. 甲は、乙より紹介された候補者から任意の者を選び、甲の判断に基づき選考の上、雇用契約、業務委託契約またはこれらに準じる契約を締結すること (以下「採用」という) の可否を決定し、乙に対し、その結果を速やかに書面交付等の方法により通知する。
2. 甲は、乙の書面交付等の方法による事前承諾を得た場合を除き、候補者と直接連絡を取ってはならず、乙を通じて行うものとする。甲は、乙の事前承諾を得て候補者と直接連絡をした場合には、候補者との連絡内容の詳細について、速やかに乙に報告しなければならない。
3. 甲は、甲又は甲の関連会社において候補者の採用を決定した場合 (以下、採用された候補者を「採用者」という) 、乙に対し、遅滞なく当該決定の旨を書面交付等の方法により通知し、採用内定通知書、雇用条件通知書、雇用契約書、業務委託契約書その他の乙が提出を求める書面 (以下、総称して「雇用契約書等」という) を提示することにより、就労日や年収を含む雇用条件等の確認を行うものとする。
4. 甲が、採用者が甲に対する労務または役務の提供を開始した日 (以下「入社日」という) の前日までに前項に基づく乙への通知を怠った場合または乙より紹介された候補者を採用しない旨を乙に通知したにもかかわらず紹介を受けた日から1年以内に候補者を採用した場合、甲は、乙に対して、次条に基づき算出される報酬額の2倍に相当する違約金を、乙の指定する銀行口座に振り込む方

法により直ちに支払うものとする。

4. (報酬および支払時期)

1. 採用者が甲または甲の関連会社に対する労務または役務の提供（以下、総称して「就業」という。）を開始した場合、甲は、乙に対し、本業務遂行の対価として理論年収の35%に相当する金額（税抜）を、採用者と労働契約を締結した月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、就業を開始した採用者の労働条件がシフト制アルバイトに該当すると合理的に判断される場合、甲は、乙に対し、本業務遂行の対価として20万円（税抜）を支払う。振込手数料は甲の負担とする。
2. 業務委託契約によって採用された候補者が甲または甲の関連会社に対する就業を開始した場合、甲は乙に対し、本業務遂行の対価として理論年収の35%に相当する金額（税抜）を、採用決定者の契約開始日の属する月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。
3. 理論年収は、採用者の月次給与または報酬の12か月分、理論上の通年賞与および入社日から1年以内に固定額で支払われるものとして採用時に提示された金額の合計額とする。ただし、雇用契約書等に賞与額の記載がない場合、同待遇の既存社員の昨年度支給実績の平均額と同額にて算出するものとする。
4. 甲が第1項及び第2項に定める対価の支払いを怠った場合、甲は、乙に対し、支払期限の翌日から支払い済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

5. (内定辞退等および早期退職時の返金)

1. 採用者が甲又は甲の関連会社に対する就業を開始しないこととなった場合、または入社日から6か月以内に適法な甲の規定に基づく懲戒解雇もしくは採用者の自己都合による退職その他契約終了（以下総称して「退職」という。）に至った場合、甲は、乙に対し、就業を開始しないこととなった日または退職日から2週間以内に、その旨を裏付ける資料とともに書面交付等の方法により通知するものとする。ただし、当該通知が退職日から2週間より後に乙に到達した場合、到達した日を退職日とみなし、当該通知が入社日から6か月2週間以内に乙に到達しなかった場合、採用者は入社日から6か月以内には退職しなかったものとみなす。
2. 採用者が入社日から起算して6か月以内に退職に至った場合、乙は、甲に対し、入社日から退職日までの期間に応じて、以下の各号に定める金員を、退職日の属する月の翌月末日までに、甲の指定する銀行口座に振り込んで返還する。振込手数料は乙の負担とする。
 - (1) 退職日が入社日から1か月以内の場合 当該採用者に係る本業務遂行の対価の80%に相当する金額（税抜）
 - (2) 退職日が入社日から3か月以内の場合 当該採用者に係る本業務遂行の対価の50%に相当する金額（税抜）
 - (3) 退職日が入社日から6か月以内の場合 当該採用者に係る本業務遂行の対価の10%に相当する金額（税抜）
3. 甲および乙は、前条の対価支払債務と、対価支払債務の発生日の属する月の末日までを退職日とする前項の返還金支払債務を対当額で相殺できるものとする。

6. (著作権等の取扱い)

1. 甲は、本業務に関して乙に提供する著作物および広告・情報・記事・写真・イラスト・ロゴ等のコンテンツ（以下「著作物等」という）を乙に提供する適法な権利を有していることを保証する。
2. 甲は、乙に対し、本業務の目的の範囲（候補者の募集を目的とした広告掲載を含む。）において著作物等を無償で使用することを許諾する。
3. 甲は、乙に対して著作物等に関する著作権人格権を行使しないことに同意する。

7. （免責）

1. 乙は、候補者が提供した情報に基づき本業務を行うものであり、候補者に関する情報および本業務による採用の確実性その他の効果に関する保証は行わないものとする。
2. 乙は、採用者の入社日以降に、当該採用者の行為によって甲又は第三者に発生した損害については一切責任を負わない。

8. （再委託）

乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

9. （秘密保持）

1. 甲および乙は、本契約を通じて知り得た相手方の技術上または営業上その他業務上の一切の情報のうち、相手方が秘密である旨を明示して書面もしくは有体物により開示したものまたは口頭もしくは視覚的方法で開示された当該情報のうち、相手方が開示にあたり秘密である旨明示し、開示後1週間以内に当該情報および秘密である旨を書面により通知したもの（以下「秘密情報」という）を、本契約の有効期間中および本契約終了後3年間厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏洩し、また本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に当たらないものとする。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
3. 甲および乙は、相手方から開示を受けた秘密情報を、本契約の履行のために必要な範囲に限り、自己の役員および従業員に開示することができるほか、弁護士または税理士などの職務上守秘義務を負う第三者に対して開示することができるものとする。ただし、第三者に情報を開示する当事者は、当該第三者に本契約と同等の秘密保持義務を課し、これを順守させねばならず、当該第三者による秘密情報の取扱いについて開示者に対し一切の責任を負うものとする。

10. （個人情報の取扱い）

甲は、乙が甲に提供する候補者の個人情報について守秘義務を負う。甲は、当該個人情報を採用選考の目的の範囲内でのみ使用する旨、候補者等に明らかにするとともに当該個人情報を厳重に管理し、第三者（自己の役員、従業員若しくは業務委託先又は弁護士、公認会計士、税理士その他法令上守秘義務を負う専門家を除く。以下本条に

において同じ。)に開示、漏洩し又は使用させてはならず、当該個人情報を第三者が見ることができる状態においてはならない。また、乙は求人条件に関連のない候補者の機微な個人情報(人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項、思想及び信条、労働組合への加入状況をいう。)については、候補者から収集せず、また甲に対して開示又は提供しない。

11. (反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア. 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または適宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、または関与している関係。
 - (3) 自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう)が反社会的勢力ではないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - (5) 自らまたは第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - オ. その他前各号に準ずる行為
2. 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1) 前項第1号ないし第3号の確約に反する表明をしたことが判明した場合
 - (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合
3. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。
4. 第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

12. (契約期間)

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から1年とする。
2. 本契約期間満了日の1か月前までにいずれの当事者からも書面による契約終了の通知がない場合、本契約は同じ条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とする

13. (任意解約)

甲及び乙は、相手方に対し、3か月前までに書面による通知を行うことで、本契約を

将来に向かって解除することができる。

14. (解除)

1. 甲または乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対する何らの通知、催告なしに直ちに本契約の全部または一部につき、その履行を停止し、または解除することができる。
 - (1) 本契約に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず 14 日以内に当該違反が是正されないとき
 - (2) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (3) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
 - (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき
 - (6) 解散、会社分割、事業譲渡または合併の決議をしたとき
 - (7) 資産または信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
 - (8) その他、前各号に準じる事由が生じたとき
2. 前項の場合、本契約を解除された当事者は、相手方に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに相手方に対してすべての債務を支払わなければならない。
3. 第 1 項に基づき解除を行った当事者は、当該解除により相手方に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

15. (存続条項)

本契約の終了後にかかわらず、本項、第 4 項、第 7 項、第 9 項、第 10 項、第 11 条、第 16 項、第 17 項、第 18 項の規定は、本契約の終了後もその効力を有する。

16. (損害賠償)

甲及び乙は、相手方が本契約に関して自己の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し、相手方が被った損害を賠償する義務を負う。ただし、乙の負うべき損害賠償額は、本契約に基づき甲が乙に支払った対価の合計額を上限とする。

17. (契約上の地位の移転禁止)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位から生じる権利義務関係を第三者に承継し、若しくは本契約に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡または担保の目的に供してはならないものとする。

18. (管轄)

本契約に起因し、または関連する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

本契約成立の証として本書 2 通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名の上、各自保有するものとする。

20 年 月 日

甲：

乙：東京都渋谷区神宮前 6-23-4 桑野ビル 2 階
株式会社 Co-RyAKU
代表取締役 天野 光
有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-316195